

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました

令和8年3月13日に東北運輸局福島運輸支局が奥会津交通株式会社の本社営業所に
対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：奥会津交通株式会社 代表取締役 山内 拓也
(法人番号：9380002034388)
福島県河沼郡柳津町大字細八字塚乙109番地10
営業所：本社営業所
福島県河沼郡柳津町大字細八塚乙109-10-3

2. 行政処分等年月日 令和8年9月17日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和8年9月29日から令和8年11月5日まで(5両×38日間)

(2) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 運送引受書の交付義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

(2) 点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項)

(3) 乗務員等台帳の作成、備付け義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

(4) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(5) 高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

以 上

《問合せ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門
担当：千葉、関根

TEL：024-546-0345

音声ガイダンス3番